

の独立)
独立してその職権を行う。

法学部

Faculty of Law



松山大学
MATSUYAMA UNIVERSITY

教務部教務課 TEL : 089-926-7137

教員からのメッセージ

主体的な学習姿勢を確立し、リーガルマインドを身につけよう

法学部長 銭 偉榮^{せん よしはる}



銭 偉榮教授
担当科目：民法

新入生の皆さん、ご入学まことにおめでとうございます。これからの4年間、皆さんは法学部で学び、リーガルマインド（法的思考力）を養っていきます。リーガルマインドを身につけることで、法的な視点から自分の行動がもたらす結果を予測し、それを実行に移すべきかどうかを適切に判断することができます。また、問題や紛争が生じた際には、それを法的観点から客観的に捉え、より妥当な解決方法を見つける力を育むことができます。

大学に入学した皆さんは、「生徒」から「学生」へと立場が変わります。もしこれまでに、先生や親に促されてから勉強を始めるというような受動的な姿勢であったり、知識の暗記に偏った受け身の学びをしていた場合にはこれを改める必要があります。法学部では、学んだ知識（法律の条文や判例など）を活用し、自ら課題を見つけ、その解決に向けて積極的に取り組む主体的・能動的な姿勢が求められます。つまり、受動的な学びから、主体的で実践的な学びへの転換が必要です。今日から、「生徒」ではなく「学生」としての自覚を持ち、学びの姿勢を少しずつ変えていきましょう。

皆さんはまもなく、自らの意思で選択し、決定する自由度や、自分の時間をコントロールする自由度がこれまでよりも格段に高まったことに気づくでしょう。たとえば、必修科目以外では、自分の興味や関心に応じて好きな科目を選び、自由に時間割を組み立てることができます。そして、その選択を通じて、多くの経験をし、多くのことを学ぶことができるのです。この自由な時間こそ、皆さん自身の潜在的な可能性を引き出し、広げるための貴重なチャンスです。

30年以上の歴史を誇る松山大学法学部は、憲法、民法、刑法などの魅力的なカリキュラムをはじめ、幅広い分野で学びの場を提供しています。この舞台で、皆さんは自らの可能性を存分に広げ、成長していくことができるでしょう。

必修科目担当者より

牧本 公明 准教授 憲法Ⅰ（人権）

皆さんは、これからの法学部での学びを通じて様々な能力を身につけ、社会へ羽ばたいていくことになります。そのために法学部では様々な科目を用意しています。その中で私が担当している科目は、「憲法Ⅰ（人権）」です。これは法学部1年次生で履修する数少ない専門科目の一つであり、卒業するために必ず単位修得しなければならない「必修科目」でもあります。憲法といえば、高校での「政治経済」や「公共」の授業で学んだことがある、皆さんにとって他の法律に比べてなじみのある法だと思います。しかし、高校までの社会科としての憲法の学びと、大学における法学としての憲法の学びは異なります。特に大きな違いは、大学においては憲法に「何が」書かれているのかを知るとともに、それが「なぜ」憲法に書かれているのかを理解することが大事になってくるということです。この「なぜ」をきちんと理解するためには、その内容に込められている思想（考え方）の内容やその歴史的背景についても理解する必要があり、そのことについても「憲法Ⅰ（人権）」の講義ではお話しします。

憲法は国の根本法であり、憲法を知ること、国の「姿」を知ることです。「必修科目」ということで単位修得に目が行きがちですが、折角法学部で学ぶのですから、憲法を楽しみながら学んでいただければと思います。

明照 博章 教授 刑法Ⅰ（総論）

一 刑法Ⅰ（総論）の目標

刑法Ⅰ（総論）の目標は、受講生が「法律科目の答案を作成する上で最低限度必要となる形式により記載できる技能（『法律文書のルールに従って正確に記載できる技能』）」を修得することである。

二 目標達成の判断指標

受講生は、筆記により、

- ① 犯罪の成否に関係する概念を示すことができる。
- ② 犯罪の成否に関係する概念を用いて、争いのある事案の解決策を示すことができる。
- ③ 法学が前提とする形式に従って、②の解決策を示すことができる。

三 目標達成のための手段

上記の指標目標を達成するため、刑法Ⅰ（総論）では、詳細は資料を配布し、その資料に従って、答案を作成する方式を採用している。ここで示される方法は、法律文書を作成するための基礎にあたる。今まで培ってきた文書作成方法と異なる部分も多いと思われるが、法学部において設定されている専門科目の答案作成にも応用できる方法となっている。体得が望まれる所以である。

四 受講生への期待

刑法Ⅰ（総論）では、大学4年間で学修する基礎となる方法を示す予定であるから、提示された方法の体得は、法学の修得の第一歩として有益な科目になる。体得に努めることを期待します。

銭 偉榮 教授 民法Ⅰ（総則）

皆さんがこれから勉強していくことになる諸法の中で、私たちの生活にもっとも密接にかかわっているのが民法です。しかし、民法の内容があまりにも豊富で、しかも複雑であるため、それに圧倒されてだだちに勉強意欲を喪失してしまう人もいるでしょう。受講生の皆さんが民法の知識の森の中で迷子にならないように、民法Ⅰ（総則）では、「人」「物」「契約」という3つのキーワードを中心に授業を展開していきます。

たとえば、あなたが親の同伴でスマートフォン販売店から念願のスマートフォンを購入して使えるようにしたとしましょう。この例では、あなたと親、スマートフォン販売店は民法にいう「人」に、スマートフォンは「物」にそれぞれあたります。そして、スマートフォンを購入して使えるようにする行為は「契約」（この契約は「通信サービス契約」という）に該当します。皆さんがはじめてスマートフォンを購入したときに次のような疑問を感じたことはありませんか（おそらくなかったでしょう）。この契約を締結するときに親が同伴しなければならなかったのはなぜでしょうか。または反対に、親が自分の代わりに、あるいは親の同意でこの契約を締結できたのはなぜでしょうか。また、本を買うときはいつも自分一人で行ったのに、本を売るときは親の同意を求められるのはなぜでしょうか。

受講生の皆さん、この3つのキーワードを道しるべに、さまざまな疑問を持ちつつ、民法という知識の森を探検してみませんか。



法学部のカリキュラム・ポリシー

法学部のディプロマ・ポリシーに掲げる人材の養成のため、以下のカリキュラム・ポリシーを策定し、それに基づく教育課程を編成し、実践します。

- ①現代社会において活躍するために必要な教養や基礎能力を修得するために教養教育科目、言語文化科目、健康文化科目及び他学部の科目を配置します。
- ②法律又は政治に関する専門用語を用いて書かれた文章の内容を正確に理解することができる人材を養成するため、法学部専門科目を配置します。
- ③法律又は政治に関する専門用語を用いて述べられた発言の内容を正確に理解することができる人材を養成するため、法学部専門科目及び基礎演習科目を配置します。
- ④法律又は政治に関する専門的知識、思考方法を用いて自分の考えを構築し、それを他者に正確に伝達することができる人材を養成するために法学部専門科目及び専門演習科目を配置します。

3 コース制 「自分の進むべき道」を意識して選ぶ3コース制

1年次から法律学および政治学を学ぶことによって意識される「自分の立ち位置」を踏まえて、2年次以降は「自分の進むべき道」を確固たるものとするため次の3つのコースからひとつを選択し、さらに高度に法律学および政治学を学修していきます。

また、選択したコースによって履修条件が異なっており、コース別に設定された「選択必修科目」(2・3年次配当)の5科目中3科目(12単位)を修得しなければなりません。

コースの説明と2年次・3年次の選択必修科目リスト

司法コース

わが国の法体系に従った法解釈学の基礎を学修し、主に法曹あるいは公務員(法律職)を志望する者を対象とするコース。

2年次選択必修: 憲法Ⅱ(統治)、行政法Ⅰ(作用法)、民法Ⅱ(物権)、民法Ⅲ(債権総論)、刑法Ⅱ(各論)

3年次選択必修: 民法Ⅳ(契約)、会社法、手形・小切手法、民事訴訟法、刑事訴訟法

法律総合コース

日常的に生じる問題について法的に考える基礎を学修し、主に民間企業への就職を志望する者を対象とするコース。

2年次選択必修: 憲法Ⅱ(統治)、民法Ⅲ(債権総論)、刑法Ⅱ(各論)、労働法Ⅰ、政治学

3年次選択必修: 会社法、行政学、刑事訴訟法、民法Ⅵ(親族)、民法Ⅳ(契約)

公共政策コース

条例および政策の立案に関する基礎を学修し、主に公務員(行政職)を志望する者を対象とするコース。

2年次選択必修: 憲法Ⅱ(統治)、行政法Ⅰ(作用法)、民法Ⅱ(物権)、民法Ⅲ(債権総論)、政治学

3年次選択必修: 行政法Ⅱ(救済法)、行政学、民法Ⅳ(契約)、国際政治、政治思想史

なお、卒業の時点で「法律文章を『読み』『書き』することができ、法律用語を用いて論理的なコミュニケーションをとることができる能力」を有していることが、全コース共通の到達目標とされています。

主要科目の概要 (◎必修科目／○履修義務付け科目)

○法学入門

法学の学びをスタートさせる学生を対象として、法律が関係する受講者に身近な問題を採り上げつつ、それを通して、法解釈の基礎となる事項やわが国の法体系を理解することを目的とします。

○政治学入門

この講義は、「政治」という営みを理解するために政治学の基本概念について理解することを目的とします。

◎憲法Ⅰ(人権)

日本国憲法の中で主に「基本的人権」の領域について取り扱い、社会に存在する人権問題を発掘する「眼力」を身につけ、他者の人権に対して敏感になってもらうことを目標とします。

◎民法Ⅰ(総則)

民法解釈学を学ぶにあたり、民法全体に共通するルールをまとめた民法総則について、その基本的な制度を理解することを目的とします。

◎刑法Ⅰ(総論)

「刑法総論」を通して「社会の在り方」について考え、法学において要求されている「形式」を修得することを目標とします。

◎専門演習Ⅰ・Ⅱ／○基礎演習Ⅰ／基礎演習Ⅱ

法学部では、創設以来、一貫して「少人数教育」を重視し、1年次から演習(ゼミナール)形式の授業を行っています。

教員が直接学生と対話することにより、リーガル・マインドの体得を図るとともに、発表や討論といった他者との交流を通じて、事案分析力、問題解決力といった総合的な人間力を養う体制を整えています。3、4年次はより専門的な法学を学ぶことができます。

・判例読解

重要判例を分析することにより、その制度の趣旨と内容に対する基本的な理解を深め、法律文書を読む能力の養成を目的とする講義です。

・松山大学の歩み

「自校史教育」として、法学部開設25周年の2013年を機に開設され「松山大学の学生であることの誇り」を持たせ、大学に入学した意味を考え、大学での研究生活を充実させるとともに、卒業後の行動の指針とすることを目的としています。また、校訓「三実」を揺るぎない本学の教育理念として再定位することにつながる講義です。

・大学における学びの視点—法学部—

教養教育科目として開設しており、「大学における学びの視点(ここでは、法律学・政治学の視点)から社会を切取った場合、どのように見えるか」を学ぶことで、「大学の学び」の視点と高校までの視点との違いを体感します。オリジナルの教科書を使用した、法学部教員15名によるオムニバス形式の講義です。

・リレー講座(自治体)

愛媛県内11市9町や松山に設置されている国の機関等にリレー形式で出講いただき、「地元の現状」を紹介していただきながら、自治体等によって運営されている地域社会の仕組みや働きを学習するだけでなく、そこで生活している住民やその団体、あるいはその地域に立地し操業している民間企業等が、社会的に如何なる影響力を及ぼし、生まれ育った地域社会がその実績をどのような形で「財産」にしているか、1923年に創立された松山高等商業学校以来の教育の理念である「校訓三実」が愛媛県内にどのような質量で定着してきたかについて学ぶことを目的としています。学生個々人の人生設計に際して具体的な将来計画を樹立させ、本学学生のアイデンティティを高めることを目標とします。

オリジナルホームページの紹介

法学部のオリジナルホームページでは、「主要科目の概要」で紹介できなかったその他の科目の概要や、各コースの学年別のカリキュラム、履修時間割例がご覧いただけます。

また、「教員からのお便り」では、法学部の教員が順番にミニコラムを担当し、それぞれの教員のキャラクターが伝わる内容になっています。定期的に更新していますのでぜひご覧ください。



Topics1: 本紙の表紙の天秤について

Jūstītia (ユースティティア) は「正義」という意味ですが、法の世界において「正義」とは「人々を公平に扱うこと」をいいます。天秤は「公平」の象徴であり、表紙に掲載しました。また、Jūstītia は、正義の女神(ローマ神話)を表すこともあり(ギリシア神話のΘέμις(テミス)にあたる)、最高裁判所大ホールにも設置されています。最高裁のJūstītia は、「正義」の象徴である「天秤」と「力」の象徴である「剣」をもっていますが、これは「剣なき秤(はかり)は無力、秤なき剣は暴力」(イエーリング)を象徴的に表現しています。

Topics2: 3 法曹の記章(身につけるバッジ)

左から、裁判官・検察官・弁護士の記章です。身分を示す役割もあるために、法廷に入る際に必要となります。本学法学部卒業生からも、弁護士が誕生しています。



法律を専門に学ぶ「法学部」法学科



加藤 恒忠 [拓川] 翁
(Kato Tsunetada [1859-1923])

本学園の建学の三恩人で、司法省法学校にてフランス法を学ぶ。ベルギー全権公使、衆議院議員、貴族院議員、シベリア派遣特命全権大使、松山市長を歴任する。

愛媛県内で唯一の、四国の私立大でただ一つの法学部

本学部は、愛媛県唯一の法学部であり、四国地方の中でも私立大学では唯一の法学部です。本学部は、法学科のみが置かれ、法学・法律学を専門として学ぶ教育体制をとりリーガル・マインドの養成を行っています。

本学を創設した三恩人の一人である加藤恒忠 [拓川] 翁は、1875 (明治 8) 年に設立された司法省法学校で法律を学んでおり、民法を起草した法典調査会民法起草委員と関わりをもちました。松山大学法学部は、この由緒ある系譜を受け継ぎさらに発展させるべく、専門性の高い法学教育を行っています。法科大学院進学者は毎年、2 名程度となっております。

資格取得をサポート

資格・能力取得奨励金制度

■在学中に資格取得した場合の奨励金■	(単位：円)
国家公務員採用総合職試験	200,000
国家公務員採用一般職試験 (大卒程度試験)	30,000
国税専門官採用試験	30,000
都道府県及び政令指定都市職員採用試験上級・I 類	30,000
司法試験	300,000
司法書士試験	200,000
裁判所事務官採用試験一般職 (大卒程度試験)	100,000
労働基準監督官 A	30,000
財務専門官	30,000
公認会計士試験	300,000
税理士試験 (全科目合格)	200,000
税理士試験 (1 科目合格につき)	30,000
社会保険労務士試験	100,000
行政書士試験	30,000
法学校定試験 (アドバンスト〈上級〉コース)	30,000
不動産鑑定士試験	300,000
宅地建物取引士資格試験	30,000

(※この他にも奨励金対象の資格があります)

松山大学では、資格・能力取得奨励金制度を充実させています。法学部で学ぶことのできる内容は、法律専門職はもちろん、一般企業でも需要の高い資格に直結するものが多いため、奨励金制度を活用して資格を取る学生が増えています。

■卒業後 5 年以内に資格取得した場合の奨励金■	(単位：円)
国家公務員採用総合職試験	200,000
司法試験	300,000
公認会計士試験	300,000
税理士試験 (全科目合格)	200,000
不動産鑑定士試験	300,000
中小企業診断士試験	200,000
司法書士試験	200,000
品質管理検定 (QC 検定) 1 級	100,000

(注) 同一資格・能力での申請は 1 回に限ります。



2020 年度、
法学部卒業生が 2 名、
司法試験に合格しました!!

卒業生からのメッセージ

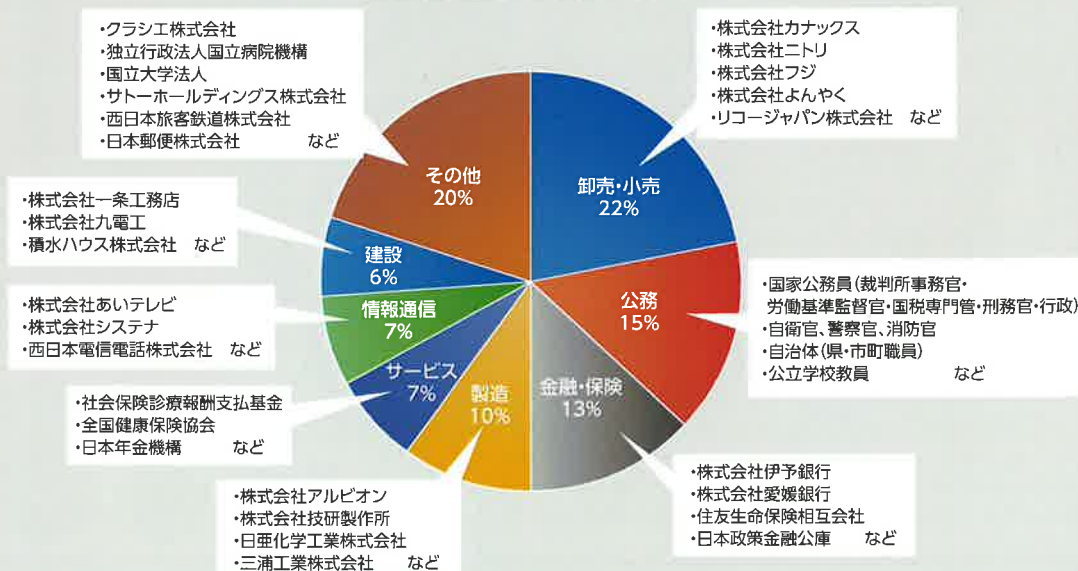
<https://law.matsuyama-u.ac.jp/archives/category/alumni>

就職状況

法律職や公務員だけでなく、一般企業にも豊富な人材を輩出しています。

また、毎年、法科大学院への進学者も一定数おり、本学法学部卒業生が、新司法試験に合格しております。

就職の概況(最近の5年間)



最新の就職状況や年度毎の就職状況はオリジナルホームページに掲載しております。

法学検定試験

2年次生の11月に「法学検定試験ベーシック〈基礎〉コース」を確認テストとして全員受験します。

法学検定試験の特徴

1. 法学全般に関するわが国唯一の検定試験

全国規模で実施され、毎年、法学部在学・出身か否かを問わず、多くの学生や社会人等がチャレンジしています。

2. レベル・進路にあわせコースを選択できる

ベーシック〈基礎〉コース(法学の初学者が知っておくべき基礎的なレベル)は、「法学入門」「憲法」「民法」「刑法」といった基本法についての基礎的知識・能力を測る試験ですので、日常の学習のまとめや目安として活用できます。また、2年次でベーシックコースを受験した後は、レベルを上げてチャレンジできます。

◆スタンダード〈中級〉コース(法学を専門的に学習する者が修得すべきレベル)

◆アドバンスト〈上級〉コース(法学を学ぶ者が目指すべき上級レベル)

3. 単位認定

法学検定試験に合格した法学部生は、所定の手続きを行うことにより大学の授業科目として単位認定されます。申請時期は合格したコース毎で異なりますので、申請を希望する場合はご注意ください。

4. 就職・採用試験の場で威力を発揮

大学受験時の偏差値ではなく、大学で何を学んだかを客観的に証明するツールとして、各企業や団体等の就職・採用試験の場で威力を発揮します。

5. 試験対策

TKC 法学検定試験学習ツールを推奨します。

スマホやパソコンでいつでも、どこでも学習できます。

<https://sp.lawlibrary.jp/lgs/hrcontents/houken/trial.html>

2024年度に
合格者数の部で
松山大学が団体賞2位、
2023年度には当時の
2年次生が個人優秀賞を
受賞しました!



松山大学大学院法学研究科

2020年4月、松山大学法学研究科は、地域社会の強い要請に応じて開設に至りました。校訓「三実」という教育理念のもと、アカデミックな研究者の視点を備えた高度な法的専門能力を主体的に活用できる人材を育成しようと考えております。地域社会の中でも、日常生活の中で法律を用いて紛争解決を行う場面、法律を用いて新たな仕組みを創造していく場面というものは着実に増えてきています。同時に、世の中の変遷が非常に速いため、これまで通用していたルールを用いるだけでは、適切に対処できない事態に直面することも見込まれます。

本研究科は、このような時代の中で法律を駆使しながら事態を主体的に打開できる人材を育成したいと考えております。そのために、本研究科のカリキュラムは、法律実務の能力を磨くことだけでなく、現在という時代を相対化する学問的な視点も身につけることを目指します。

卒業後、大学院で
勉強するのも、
進路の選択肢♥



松山大学大学院法学研究科が 育成する5つのプロフェッショナル

- Pro1. 公務員など歴史を踏まえて法律を作り、活用するプロフェッショナル
- Pro2. 金融・商取引の分野で法律を踏まえて活躍する、地域を活性化させるプロフェッショナル
- Pro3. 警察官など、社会安全のために活躍する、法務分野のプロフェッショナル
- Pro4. 司法書士、行政書士、社会保険労務士など、社会の法化を支えるプロフェッショナル
- Pro5. 民間企業におけるコンプライアンスのプロフェッショナル

松山大学大学院法学研究科 オリジナルホームページ

